



# 茨城県報

第 2549 号

平成25年12月19日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

●茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

### 告 示

●青少年に有害な図書等の指定（女性青少年課）…………… 2

●大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 2

●大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 4

●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 5

●肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部改正（産地振興課）…………… 5

●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 6

●道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 7

●事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 8

### 公 告

●落札者等の公示（情報政策課）…………… 8

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（3件）（生活文化課）…………… 9

●公の施設の指定管理者の指定（水産振興課）…………… 10

●公共測量の実施（4件）（用地課）…………… 11

●開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 11

●入札公告（会計管理課）…………… 12

### （ 企 業 局 ）

●入札公告…………… 16

### （ 人 事 委 員 会 ）

●身体障害者を対象とした平成25年度茨城県職員採用選考（高校卒業程度）[第2回]の実施…………… 21

## 規 則

### 茨城県規則第73号

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年茨城県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「定める者」を「定めるとき」に、「掲げる者」を「掲げるとき」に改め、同条第1号及び第2号中「者」の次に「が飼養するとき。」を加え、同条第3号中「犬」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 自衛隊の施設等において当該施設等の警備の用に供するため飼養するとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1367号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
書籍	多重人格探偵サイコ No.18	株式会社角川書店	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
書籍	多重人格探偵サイコ No.19	株式会社角川書店	
書籍	黒鷲死体宅配便 Vol.17	株式会社角川書店	
雑誌	チャンプロード12月号	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	旧車會チャンプ改第16弾	株式会社笠倉出版社	
書籍	漢ノ実験工作室DVD	株式会社メディアアクセス	
書籍	世界残虐処刑史	株式会社双葉社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
書籍	最新版 世界の処刑と拷問	株式会社笠倉出版社	
書籍	人殺し大百科 新装版	株式会社データハウス	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
書籍	人の殺され方 新装版	株式会社データハウス	
雑誌	TATTOO girls vol.12	株式会社双葉社	著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO TRIBAL Vol.56	富士美出版株式会社	
雑誌	TATTOO LIBRARY	富士美出版株式会社	
雑誌	TATTOO DESIGN BOOK 幸運のシンボル編	富士美出版株式会社	

### 茨城県告示第1368号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 岡 内 欣 也

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー日立店  
日立市幸町一丁目16番1号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成25年7月24日 外

(4) 変更の理由

テナント入れ替えによる、出退店等のため

3 届出年月日

平成25年12月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 岡 内 欣 也

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー日立店

日立市幸町一丁目16番1号

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 1,132台

(変更後) 884台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 311台

(変更後) 236台

(3) 変更の年月日

ア 平成26年8月12日

イ 平成20年5月15日(第一駐輪場), 平成26年8月12日(第二駐輪場)

(4) 変更の理由

ア テナントの入れ替えに伴い, 従業員駐車場を確保するため(第二駐車場)  
運営計画変更のため(新都市広場地下駐車場)

イ 駐輪場の利用実態を考慮し, 駐輪場の台数及び位置を変更するため

3 届出年月日

平成25年12月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1370号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 甚 介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目3番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ勝田店

ひたちなか市春日町10-1

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

14,335㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成25年12月20日

(5) 変更の理由

建物撤去のため

3 届出年月日

平成25年12月10日

---

#### 茨城県告示第1371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウララビル

土浦市大和町1番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成25年9月12日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成25年9月2日

2 市町村の意見

なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

---

#### 茨城県告示第1372号

昭和59年3月31日茨城県告示第484号で告示した肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部を次のように改正する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

表の5の項中「普通肥料」の下に「(6に掲げるものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

付 則

この告示は、平成26年1月4日から施行する。

### 茨城県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山方常陸大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘 要
		メートル		メートル	
常陸大宮市山方字枇杷川四丁目1404番1地先から 常陸大宮市山方字枇杷川川根1469番1地先まで	(A)  旧	最大 最小	29.5 13.5	153	
常陸大宮市山方字枇杷川四丁目1414番4地先から 常陸大宮市山方字枇杷川川根1468番3地先まで	(B)	最大 最小	47.5 17.0	169	
常陸大宮市山方字枇杷川四丁目1414番4地先から 常陸大宮市山方字枇杷川川根1468番3地先まで	新(B)	最大 最小	47.5 17.0	169	旧道移管

### 茨城県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
常陸大宮市野上字上町753番3地先から 常陸大宮市山方字中島1626番1地先まで	(A) 旧	メートル 最大 13.5	メートル 1,239	
		最小 4.4		
常陸大宮市野上字上町753番3地先から 常陸大宮市山方字枇杷川三丁目1387番1地先まで	(B) 旧	最大 48.3	1,032	
		最小 11.5		
常陸大宮市野上字上町753番3地先から 常陸大宮市山方字枇杷川三丁目1387番1地先まで	(B) 新	最大 48.3	1,032	
		最小 11.5		
常陸大宮市野上字槻683番4地先から 常陸大宮市野上字槻677番2地先まで	(C) 新	最大 8.0	110	旧 道 移 管 及び区域追加
		最小 6.0		

茨城県告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要	
鉾田市畑田字上宿1454番1地先から 鉾田市安塚字田中1394番1地先まで	(A) 旧	メートル 最大 8.9	メートル 737		
		最小 6.9			
	(B) 旧	最大 50.0	960		
		最小 11.0			
	新(B)	最大 50.0	960		旧 道 移 管
		最小 11.0			

茨城県告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 つくば市上河原崎元宮本字松ノ下50番3から

つくば市上河原崎元宮本字松ノ下135番13まで

- 3 供用開始の期日 平成25年12月19日

茨城県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常総取手線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市豊体字豊体1433番から  
つくばみらい市豊体字豊体1351番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月26日

茨城県告示第1378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
茨城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業  
茨城町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成7年1月30日から  
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌



## [掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

①行政情報ネットワーク運用管理業務委託 ②企画部情報政策課 水戸市笠原町978番6 ③平成25年12月10日 ④東日本電信電話株式会社茨城支店 茨城県水戸市北見町8番8号 ⑤46,021,500円 ⑥一般競争入札 ⑦平成25年12月28日

~~~~~

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SKエンプロイメント

3 代表者の氏名

城間 アドリアン

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市千現1丁目13番地3 パルスグランレジオつくば千現101号

5 定款に記載された目的

この法人は、在日外国人を対象に、求職活動の支援、職業教育及び外国人労働者と雇用主との関係の調整その他在日外国人の生活全般の支援に関する事業を行い、地域社会の一員である在日外国人の経済的な環境の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城の専攻科を考える会

3 代表者の氏名

飯塚 忠

4 主たる事務所の所在地

茨城県守谷市松前台七丁目5番地20号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者及びその家族に対して、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス事業、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援及び障害福祉サービス事業、障害者の基本的人権の啓発・相談・権利保障の支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年2月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 那珂市サッカー協会

3 代表者の氏名

萩谷 直宏

4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂市菅谷2977番地3（藤井ちえみ宅）

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人までサッカーに興味を持っている人たちに対して、サッカーに係わる普及、講習会、大会に関する事業、サッカーに係る選手の育成・指導者等の養成に関する事業及び他の関連団体への協力・支援に関する事業を行い、豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達と社会の発展に寄与することを目的とする。

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
波崎漁港海岸休憩施設	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 保立 一男	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

~~~~~

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局下館河川事務所
- 2 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間 平成25年11月11日から平成26年2月28日まで
- 4 作業地域 結城市（一部）、つくばみらい市（一部）

- ~~~~~
- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
  - 2 作業種類 公共測量（水準測量）
  - 3 作業期間 平成25年12月2日から平成26年3月25日まで
  - 4 作業地域 古河市、猿島郡境町、坂東市、猿島郡五霞町、常総市、守谷市、取手市

- ~~~~~
- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
  - 2 作業種類 公共測量（修正測量）
  - 3 作業期間 平成25年12月2日から平成26年3月25日まで
  - 4 作業地域 古河市（一部）

- ~~~~~
- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所
  - 2 作業種類 公共測量（座標補正（地図情報レベル2500））  
（数値地形図データ更新（地図情報レベル2500））
  - 3 作業期間 平成25年9月21日から平成26年2月28日まで
  - 4 作業地域 利根川下流河川事務所管内
- ~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡大洗町成田町字大道小道付468番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡大洗町成田町300番地2  
石 崎 一 也

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡八千代町大字沼森字登戸806番7
  - 2 事業主の住所及び氏名  
古河市西牛谷956番地3 プルミエ ドミールE-101  
高 橋 岳 志, 高 橋 仁 美

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
ノート型パソコン 279台
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成26年3月14日 (金)
  - (4) 納入場所  
茨城県庁 8階 情報政策課 北側 研修室2  
茨城県水戸市笠原町978番6
- 2 担当部局  
〒310-8555  
茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 秋山  
電話 029-301-4875  
F A X 029-301-4849
- 3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

入札公告の日から平成26年1月17日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

##### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

#### 6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、以下の期間に必要に応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から平成26年1月7日(火)午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

平成26年1月10日(金)午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

平成26年1月17日（金）午前11時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成26年1月22日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

入札金額は、総額を記載すること。また、記載した額に消費税及び地方消費税を加算した額を279で除した場合に、1円未満の端数が生じない金額とすること。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年1月29日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

平成26年1月30日（木）午前10時

#### イ 場所

茨城県会計事務局 会計管理課内（県庁舎6階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

## 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Note type personal computer

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender(by hand): 5:00 p.m., January 29, 2014

Time limit of tender(by mail): 5:00 p.m., January 29, 2014

Time limit of tender(by system): 5:00 p.m., January 29, 2014

(3) Submission location and contact number

Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4875

~~~~~  
( 企 業 局 )

## ●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成25年12月19日

茨城県企業局水質管理センター

センター長 笹 沼 健



## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする借入物件の名称及び数量  
タンデム四重極型液体クロマトグラフ質量分析計
- (2) 借入物品の特性等  
借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特性等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
- (4) 納入場所  
茨城県企業局水質管理センター（茨城県土浦市大岩田2972）

## 2 担当部局

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田2972  
茨城県企業局水質管理センター  
水質管理課 佐藤  
TEL：029-826-8250, FAX：029-826-8196

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類が19（リース・レンタル）に登録されていること及び、取引希望地区に県南を含むこと。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当  
電話：029-301-4875(直通)

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による）。
- (7) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたいものは、前記2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、前記2の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

## (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

## ア 期間

入札公告の日から平成26年1月9日(木)まで

## イ URL

<http://ppi2.cals.ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

## (2) 契約担当部局

## ア 期間

入札公告の日から平成26年1月9日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める県の休日を除く。

## イ 場所

前記2の担当部局に同じ。

## 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

## ア 質問受付期間

公告の日から平成25年12月26日(木)午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

## イ 質問受付先

前記2の担当部局

## ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

## ア 日時

平成26年1月10日(金)午後5時まで

## イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便、又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (1) 提出期限

平成26年1月15日(水)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

## (2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (3) 提出先

前記 2 の担当部局に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成 26 年 1 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法及び開札場所等

入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県企業局電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、前記 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額 (整数) を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成 26 年 1 月 27 日 (月) 午後 5 時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに前記 2 の担当部局に必着のこと。

## (3) 開札場所及び日時

## ア 場所

茨城県企業局水質管理センター 2 階事務室

## イ 日時

平成 26 年 1 月 28 日 (火) 午前 10 時 00 分

## 9 入札保証金及び契約保証金

免除

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定等

- (1) 茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号）第97条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、前記2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

#### Summary

- (1) Nature and quantity of the lease to be required  
Liquid chromatography-tandem mass spectrometer.  
1 system  
(Water quality management center, Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau)
- (2) Time-limit for tender :  
By mail ; 5:00 pm on January 27, 2014  
In person ; 5:00 pm on January 27, 2014
- (3) Contact point for notice:

Water quality management section  
 Water quality management center  
 Ibaraki Prefectural Public Enterprise Bureau  
 2,972 Ooiwata, Tsuchiura City, Ibaraki prefecture, Japan 300-0835  
 Tel : 029-826-8250

~~~~~  
 (人 事 委 員 会)

●身体障害者を対象とした平成25年度茨城県職員採用選考（高校卒業程度）〔第2回〕の実施

上記選考を次のとおり行います。

平成25年12月19日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

- 選 考 日 平成26年2月5日（水）
  - 選考会場 茨城県水戸合同庁舎
  - 受付期間 平成25年12月19日（木）～平成26年1月17日（金）（消印有効）
- 持参による申込みの場合、閉庁日は除く。

1 職種、採用予定人員及び採用時の勤務場所等

| 職 種            | 採用予定人員 | 採用時の勤務場所及び職務内容                        |
|----------------|--------|---------------------------------------|
| 事 務<br>(知事部局等) | 2名程度   | 知事部局又は教育委員会の本庁，出先機関，県立学校等で一般事務に従事します。 |
| 事 務<br>(警察本部)  | 1名程度   | 警察本部又は警察署等で一般事務に従事します。                |

※ 上記2つの職種のうち1つを第1希望としてください。なお，残りの職種を任意で第2希望とすることができます。

2 受験資格

自力により通勤できる人で，(1)～(5)のすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人
- (2) 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け，その障害の程度が1級から6級までの人
- (4) 通常の勤務時間（原則として週38時間45分，1日7時間45分）に対応できる人
- (5) 活字印刷文（文字の大きさは10ポイント）による出題に対応できる人

◇上記の資格に該当する人であっても，次のア～オのいずれかに該当する人は，受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 茨城県において懲戒免職の処分を受け，その処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

3 選考の日時及び会場

| 日 時              | 会 場                                       |
|------------------|-------------------------------------------|
| 平成26年2月5日(水)     |                                           |
| 受 付 8:20～8:45    | 茨城県水戸合同庁舎<br>水戸市柵町1-3-1<br>電話029(225)2803 |
| 教養考査 8:45～10:30  |                                           |
| 適性検査 10:45～11:30 |                                           |
| 作文考査 12:20～13:35 |                                           |
| 口述考査 13:45～17:00 |                                           |

※1 教養考査の成績が一定基準以上の人のみ作文考査及び口述考査を実施します(適性検査終了後に結果を発表します)。

※2 災害等により、やむを得ず選考の日程等を変更する場合があります。その場合は、下記の人事委員会ホームページ上でお知らせしますので確認してください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/>

#### 4 選考の方法及び内容

##### (1) 教養考査

- ア 考査内容 筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能について、高等学校で履修した程度の問題を出題します。
- イ 出題分野 国語、社会、数学、理科、文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的処理、資料解釈
- ウ 問題形式 択一式
- エ 時 間 1時間30分

##### (2) 適性検査

通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。

##### (3) 作文考査

- ア 考査内容 文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。
- イ 問題形式 記述式
- ウ 時 間 1時間  
(平成25年度1回目課題：私が自信を持っていること )

##### (4) 口述考査

主として、人物についての評定を行うものとし、個別面接を実施します。

##### (5) 身体検査

通常の職務遂行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査します(医療機関で検査した身体検査書の提出を求めます。)

##### (6) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

#### 5 合格者の発表

平成26年2月14日(金)午前10時(予定)に茨城県人事委員会事務局前及び茨城県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、すべての考査科目を受験した受験者全員に合否の結果を通知します。

#### 6 採用予定年月日

平成26年4月1日以降を予定しています。

#### 7 選考結果の開示

この選考の結果については、茨城県個人情報の保護に関する条例の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合には、受験者本人が受験票控を持参のうえ、当人事委員会事務局に直接お越しください。受付時間は、閉庁日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時の間です。電話、はがき等による開示の請求はできません。

|          |                |
|----------|----------------|
| 開示請求できる人 | 不合格者           |
| 開示する内容   | 総合ランク          |
| 開示の期間    | 合格発表の日から 1 か月間 |
| 開示の場所    | 茨城県人事委員会事務局    |

## 8 受験手続

### (1) 申込書の入手方法

#### ア 直接取りに来る人

次の場所で配布します（閉庁日を除く）。

人事委員会事務局，行政情報センター，県北県民センター，鹿行県民センター，県南県民センター，県西県民センター，水戸県税事務所，常陸太田県税事務所高萩支所，行方県税事務所，土浦県税事務所稲敷支所，筑西県税事務所境支所，常陸大宮保健所，日立保健所，つくば保健所，茨城県東京事務所，茨城県大阪事務所，茨城県北海道事務所

#### イ 郵送を希望する人

封筒の表に「選考請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角形 2 号〔縦 33cm × 横 24cm 程度〕に 120 円切手を貼ったもの）を同封して、〒310-8555（住所不要）茨城県人事委員会事務局あて請求してください。

※ その他、茨城県人事委員会ホームページから申込書の様式を印刷できます。

### (2) 受験申込（郵送又は持参による方法のみ）

|      |                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 記入上の注意（申込書裏面）をよく読んで、申込書に所要事項を記入し、茨城県人事委員会事務局に郵送するか又は持参してください。<br>なお、郵送で申し込む際は、申込の封筒の表に「 <b>選考申込</b> 」と朱書きし、必ず郵便局の窓口で「 <b>簡易書留</b> 」の手続をとってください。 |
| 申込先  | 茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6<br>(郵便番号とあて先（住所不要）で届きます。)                                                                                     |
| 受付期間 | 平成25年12月19日（木）～平成26年1月17日（金）（消印有効）<br>ただし、直接持参の場合は、閉庁日は受け付けできません。また、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。                                            |

### (3) 受験票等の送付

受付後、平成26年1月31日（金）までに到着するように郵送しますが、それまでに到着しない場合には、茨城県人事委員会事務局に照会してください。

### (4) 選考当日持参するもの

①受験者本人の写真をはった受験票 ②身体障害者手帳 ③身体検査書・身体検査申告書 ④就業等に関する申告書 ⑤面接票 ⑥HBの鉛筆 ⑦消しゴム ⑧鉛筆削り ⑨昼食

（③～⑤の用紙については、受験票送付の際に同封したものを使用してください。）

## 9 給与、勤務時間、休暇制度

(1) 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給

料(基本給)月額は、平成25年4月1日現在で高校新卒者は144,303円、短大新卒者は154,294円、大学新卒者は163,461円です。なお、学校卒業後一定の経験年数がある人は、この金額に一定額が加算されます。また、上記金額は地域手当3.0%を含んだ額です。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

(2) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までです。完全週休2日制を導入していますので、原則として土曜日・日曜日は休みです。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日間(ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日)で、年休の未使用日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます(年間最大40日)。5日間の夏季休暇があります。

このほか、育児休業、特別休暇(結婚・忌引等)等があります。

## 10 その他

### (1) 問い合わせ先

茨城県人事委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内

電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559

Eメールアドレス saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 茨城県人事委員会ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/iinkai/jinji/>)でも、この選考についての情報を提供しますのでご利用ください。

(3) 選考当日に車イスを使用するなど受験に際して要望のある方は、あらかじめ人事委員会事務局にお問い合わせください。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301) 1111 (代)